

# 公益財団法人日本テニス協会

## 協力団体規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本テニス協会（以下「本会」という。）定款第73条に基づき、本会定款第8条第1項に定める日本テニス協会協力団体（以下「協力団体」という。）に関する事項を定める。

### (協力団体)

第2条 次の各号の一に該当する団体のうち、理事会が指定した団体を協力団体とする。

- (1) 大学（校）、高等学校、高等専門学校、中学校等を各々代表する全国学校テニス団体
- (2) 目的別に組織された全国テニス団体

### (権利)

第3条 協力団体は、理事会に対し、評議員候補予定者1名を推薦することができる。

- 2 協力団体は、本会が本会定款第4条の目的を達成するために必要と認めるときは、本会との間に事業関係を築くことができる。

### (義務)

第4条 協力団体は、団体の定款又は会則及び役員名簿を本会に提出しなければならない。また、定款又は会則及び役員名簿に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を本会に通知しなければならない。

- 2 前項の規定は、協力団体の定款又は会則及び役員名簿がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しない。この場合において、当該協力団体は当該状態にあることを本会に通知しなければならない。

- 3 協力団体は、本会の責任にかかわると思料される問題が発生したときは、遅滞なく本会に報告しなければならない。

### (ガバナンス対応において考慮すべき事項)

第5条 協力団体は、健全かつ適切な組織運営の確保のため、次の各号に定める事項に取り組むよう努めることとする。

- (1) コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理するために必要な手続きを定めること
- (2) 本会及び加盟団体並びに協力団体における倫理に関する指針に定める事項を守ること
- (3) 本会に設置された通報相談窓口等の調査に協力するとともに、その助言、勧告等に従い、迅速に対処すること
- (4) スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正に解決すること
- (5) ガバナンスを確立し、適正に業務を執行すること
- (6) スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（令和元年8月27日ス

- ポーツ庁長官決定)の遵守状況について、自己説明及び公表を年1回実施すること
- (7) 主催・主管大会が安全に開催され、選手、関係者そして観客が安心して参加・観戦できるよう対策を講じること
  - (8) アスリートの権利利益の保護及び心身の安全を確保すること。

(新規申請)

第6条 協力団体となろうとする体は、その代表者名により次の各号に定める書類を添付した申請書を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 協力団体としての地位を希望する理由
  - (2) 定款又は会則(法人にあっては定款及び登記事項証明書)
  - (3) 組織・機構図
  - (4) 役員一覧
  - (5) 前事業年度に係る事業報告及び計算書類並びに当該事業年度に係る事業計画書及び収支予算書
  - (6) ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況を示す資料
- 2 協力団体への指定は、別途定める加盟団体・協力団体資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)の審査を経た上で本会定款第8条第1項に基づき、理事会の決議による。
- 3 理事会は、協力団体への指定に条件若しくは期限を付し、又はこれらを変更することができる。
- 4 資格審査委員会は、第2項の審査を行うに当たって、第1項各号に定める書類及び協力団体となろうとする団体の組織の整備状況、健全性、将来性等を調査するものとする。

(脱退)

第7条 協力団体は、本会会長宛てに理由を記載した脱退届を提出し、理事会の承認を得ることにより、任意に脱退することができる。

(助言等)

第8条 本会は、第5条各号に定める事項に関し、必要があると認めるときは、協力団体に対し説明を求め、助言、支援をすることができる。

(勧告等)

第9条 協力団体が、第4条に定める義務に違反した場合には、資格審査委員会の審査を経て、理事会の決議により次の各号に定める処分を行うことができる。

- (1) 勧告
  - (2) 資格停止
- 2 協力団体が、第4条に定める義務に違反した場合には、資格審査委員会の審査を経て、理事会における総理事の過半数の同意によって当該協力団体を除名することができる。この場合において、本会は、当該協力団体に対し弁明する機会を与えなければならない。

(協力団体の地位の喪失)

第10条 協力団体が、次の各号の一に該当するに至った場合、協力団体としての地位を喪失する。

- (1) 脱退したとき

(2) 除名されたとき

- 2 協力団体が、前項の規定に基づき協力団体としての地位を喪失したときは、本会对する協力団体としての権利を失い、義務を免れる。但し、既に発生した未履行の債務は、これを免れることができない。

(仲裁)

第11条 協力団体が、本会の下した勧告、資格停止又は除名の処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に基づく仲裁によりこれを最終的に解決する。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断は、本会及び協力団体を法的に拘束する。協力団体は、本会による勧告、資格停止又は除名の処分の通知から6ヶ月以内にこの仲裁を申し立てることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

制定日 令和4年12月21日